

陳情第136号	受理年月日	令和元年6月14日
付託委員会	教育文化委員会	
件名	埋蔵文化財センターとしてではなく、八幡市民会館として名実ともに保存、活用することについて	
要旨	<p>八幡市民会館については、廃止が表明された直後から日本建築学会を初め、多くの団体や個人がその価値を高く評価し、存続を求める申し入れや要望を行っている。特に、国際学術組織DOCOMOMO Japanが保存すべき近現代建造物に選定し、同日本支部の研究者が北九州市役所を訪れ、直接存続を要請したことは、深い意味を持つものである。</p> <p>八幡市民会館の利活用の方向性は、価値を生かしたものであるべきで、単なる箱物として取り扱うことのないよう強く要望する。</p> <p>八幡市民会館は外観のみに価値があるのではなく、内部の意匠や音響のよさに本質的な価値が認められ、市民や内外の利用者から親しまれ、北九州市の文化施設として重要な役割を果たしてきた。更に、八幡大空襲からの復興を象徴する貴重な建造物であり、八幡駅前の景観を形成する象徴的な公共施設である。そして、全国の生涯学習などの社会教育をけん引した旧八幡市の功績を引き継ぎ、発展させてきた存在意義のある公共施設である。このような歴史的、文化的価値を生かし引き出す活用こそ、北九州市民憲章の学ぶ楽しさを深め文化のかおるまちにします、を体現するものである。</p> <p>村野建築は国の重要文化財及び登録有形文化財に多く指定されており、これからも文化財に指定される建物がいくつも出てくるであろうと高い評価を受けている。海外の研究者からも村野藤吾氏は日本のガウディとの評価を得ている。また、村野藤吾氏は青年時代の一時期を八幡で過ごしたが、九州で村野作品が残っているのは八幡だけである。全国的、国際的視点からも、八幡市民会館の再開を北九州市は求められている。</p> <p>しかしながら、上述の観点を踏まえることなく、埋蔵文化財センターへの用途変更を利活用とする表面的な判断で、基本設計が行われようとしている。外観はできるだけ残すとの見解が示されているが、これは将</p>	

(続 く)

来的な歴史の検証に耐え得るものとは言えない。

2020年東アジア文化都市に選定され、国内外に広くアピールしていく北九州市として、歴史的、文化的価値のある八幡市民会館を名実ともに保存活用したと誇れる施策に転換することを切実に求める。

については、下記のとおり措置していただきたい。

記

- 1 八幡市民会館の内部が保存されない埋蔵文化財センターへの用途変更を見直すこと。
- 2 八幡市民会館の利活用は、歴史的、文化的価値を把握、認識している専門家による調査委員会を設置し、多角的見地からの結論を得て具体化すること。